

平成 27 年

第 3 回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 27 年 8 月 20 日

閉 会 平成 27 年 8 月 20 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告

平成27年第3回大津町議会臨時会会議録

平成27年第3回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

平成27年8月20日(木曜日)

出席議員	1番 金田 英樹 2番 豊瀬 和久 3番 佐藤 真二 4番 松田 純子 5番 桐原 則雄 6番 山本 重光 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 吉永 弘則 10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 豊住 浩行 書記 佐藤 佳子
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部 税務課長 中村 克則 副町長 徳永 保則 住民福祉部 環境保全課長 坂田 敬介 総務部長 田中 令児 総務部 総合政策課長 羽熊 幸治 住民福祉部長 杉水 辰則 課長補佐兼財政係長 経済部長 大塚 義郎 総務部 主幹兼総務課行政係長 白石 浩範 土木部長 大塚 敏弘 併任工業用水道課長 教育 長 齋藤 公拓 総務部次長兼 徳永 太 総合政策課長 教育部 長 松永 高春 総務部総務課長 本郷 邦之 生涯学習課審議員兼 生涯スポーツ係長 後藤 義雄 会計管理者 中野 正継 兼 会計課長 農業委員会事務局 長 坂田 勝徳

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 6 号	専決処分を報告し承認を求めることについて
議案第 4 6 号	平成 2 7 年度大津町一般会計補正予算（第 3 号）について
議案第 4 7 号	あけぼの団地 2 号棟改修工事（建築）請負契約の締結について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 7 年 8 月 2 0 日 (木) 午後 1 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第 6 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 7 年度大津町一般会計補正予算 (第 2 号))
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
日程第 5 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
日程第 6 議案第 4 7 号 あげぼの団地 2 号棟改修工事 (建築) 請負契約の締結に
ついて
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午後 1 時 0 0 分 開会
開議

○議 長 (大塚龍一郎君) ただいまから、平成 2 7 年第 3 回大津町議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、1 番金田英樹君、2 番豊瀬和久君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程、並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第6号 専決処分を報告し承認を求めることについて

（平成27年度大津町一般会計補正予算（第2号））

上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第4 承認第6号 専決処分を報告し承認を求めることについて（平成27年度大津町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

お諮りします。承認第6号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。今回の臨時議会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成27年度大津町一般会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は、法人町民税の更正による還付に伴うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億4千383万3千円としたものでございます。

承認第6号につきましては、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課課長徳永太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） 皆様、こんにちは。よろしくお願い申し上げます。

それでは、承認第6号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3千万円を追加し、予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ126億4千383万3千円とするものでございます。今回の補正は、法人町民税の更正に伴うもので、急施を要したため、8月6日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

歳入からご説明申し上げます。11ページをお願いします。

款18、項2、目4で、今回の補正財源としまして財政調整基金から3億3千万円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。12ページをお願いします。

款2、項2、目1の税務総務費、節23償還金利子及び割引料の3億3千251万5千円は、法人町民税の還付金として計上しています。

款13予備費で、財源調整を行っております。

次に、別冊の平成27年度一般会計補正予算の概要のほうをお願いします。

まず、1ページをお願いします。歳入としまして、款18、項2、目4で財政調整基金からの繰入金で、財政調整基金の残高につきましては、平成28年度3月末で17億5千56万4千円を予定しております。

次に、歳出ですが、法人町民税の還付につきまして概要を説明申し上げます。

まず、①としまして経緯ですが、平成16年6月、町内企業が外国の現地子会社と行った取り引きにつきまして、「外国の現地子会社での事業利益の一部を親会社の日本に帰属すべきである。」と東京国税局が移転価格税制に基づき課税したもので、この移転価格税制と申しますのは、海外子会社との取り引きなどに係る税制でありまして、グループ企業でない第三者との取引価格（独立企業間価格）と移転価格（グループ企業内価格）が異なる場合、独立企業間価格で取引したとみなして課税する制度でありまして、この移転価格税制に基づき、平成9年4月1日から平成15年3月31日、この間、平成11年は除きますけれども、5カ年間の事業年度におきまして、法人税の追徴課税が行われ、これに伴い、当町の法人町民税においても修正申告及び納付が行われました。この追徴課税につきましては、この町内企業が平成19年に国税不服審判所に異議申し立てを行いました認められなかったため、東京地方裁判所に提訴しました。平成26年8月、東京地方裁判所は国に課税処分の取り消しを命じる判決を行いまして、平成27年5月、東京高等裁判所、控訴審判決で一審の東京地方裁判所判決を支持し、国側の控訴を棄却したことによりまして国の敗訴が5月28日付けで確定した次第でございます。

次に、②としまして、大津町の対応ですが、今回の確定によりまして、地方税法第63条第4項の規定に基づき、熊本県より送付されました「法人税額等の更正、又は決定に係る市町村民税の法人税額等の賦課資料通知」によりまして、課税額の更正を行い、8月7日に還付した次第でございます。

最後に③としまして、還付総額ですが3億3千251万4千100円で、内訳としまして、この間、平成9年から19年までの本税総額から本税変更総額を引きまして、本税としまして2億1千92万7千400円、延滞金還付金としまして1千183万4千700円、賦課加算金としまして1億140万9千円となっております。

なお、還付加算金でございますが、修正申告から納付日、平成16年度ですけれども、まで平成27年8月6日を起算日としまして、加算日数が1400日を超えており、加算率も時期により変化しますが、1.8%から4.7%になっておりまして、この金額で積算をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

国が敗訴したということで、還付が発生して、町民法人税の還付を行わなければならないということはですね、かなり金額がふとうございますので、これに対する国の交付税あたりは追加されるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課課長徳永太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

交付税措置につきましてですけれども、平成27年度はもう普通交付税は確定しておりまして、本税につきましてのことですけれども、平成28年度に現年度分の調停減ということで、基準財政収入額の算定に入れて要求したいというふうに思っております。

それから、還付加算金ですね、1.何%から4%付きますけれども、それにつきましては平成27年度の特別交付税の特殊事情ということで要求はしたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

今の答弁では、要求したいというだけでありまして、これは国の責任ですね、明らかに。課税の誤りだったということを国が認めたわけですよ。結局、国の責任が町に及ぼす影響というものが今回発生しているわけです。ですから、これに対して要求したいじゃなくて、同時進行といたしましてですね、国の責任における補償というものは既にこの議会に出すときには求めて、何らかの回答があるべきではないでしょうか。その点について、質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課課長徳永太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） 永田議員の質疑にお答えします。

交付税につきましては、県の管轄が市町村課でございます。その課長さんと打ち合わせを行った次第でございます。もらっているのはそのまま課税の誤りであったということで返すということなんですけど、加算金につきましてはですね、パーセンテージもついて膨れあがっていますので、それについては課長さんとお話する中で、特殊事情だねという話はしているところで、随時これが、事件が起きましてから県のほうと打ち合わせをやっている次第でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

3億数千万円もの歳出が発生したということで、うちは幸いながら財政調整基金を持っているとい

うことで、それから出すことができたということですが、これによる年間の、単年度主義ですので、何らかの変更というものは起きなかったのかなど。財調と予備費で間に合わせておりますけれども、こういったものはですね、もう財政に窮しているところは普通はできないんですね。ところが、今回はどうかしのいだという形ですけれども、年間の予定に変更はなかったんですね。もちろん3億円あるのとなないのだったなら、これによって来年度交付税措置されたとしても、それによる金利が発生しますよね。そういったものもひっくるめてきちんと請求しなければならないわけです。ですから、本年度のこういった事件において、27年度に及ぼす影響、28年度にはもう引きずらないという、何ら影響はないと、町の行政運営に何ら影響がないということが言えるのでしょうか。質疑いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課課長徳永太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） 永田議員の質疑にお答えします。

何ら影響がないということはございませんけれども、年度間調整というか、一番最後の3月で帳尻を合わせる形にしております。今度9月議会でも財政調整基金の積み立て等をお願いする予定にしていますので、その辺で例年と変わらないようになるんじゃないかなと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成27年度大津町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件を承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第46号 平成27年度大津町一般会計補正予算（第3号）について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第5 議案第46号 平成27年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りします。議案第46号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ご提案いたしました承認案件につきましては、ご承認いただきまして誠にありがとうございます。

次に、議案第46号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、大津町総合体育館地中熱空調等の導入に伴うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千216万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億599万3千円とするものでございます。

議案第46号につきましては補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管次長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課課長徳永太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） それでは、議案第46号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。併せまして、補正の概要の2ページも参照をお願いします。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6千216万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ127億599万3千円とするものでございます。今回の補正は、国の防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業の事業採択に伴い、大津町総合体育館に地中熱空調整備と非常用発電機を導入するものでございます。

8ページをお願いいたします。第2表地方債補正で、総合体育館非常用発電機設置事業緊急防災減災事業債として追加するものでございまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

款14、項1、目2、節3で、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として5千616万円を計上しておりまして、防災拠点への再エネ導入事業として100%の補助で受けるものでございます。

款21、項1、目6の教育債で600万円を予定しておりますが、充当率100%、元利償還金の70%を基準財政需要額に参入することとしております。

次に、歳出ですが、13ページをお願いします。

款10、項6、目2の体育施設等の節13委託料の616万円は、総合体育館地中熱空調設備に係る設計と監理委託料でございます。節15の工事請負費5千万円は、地中熱空調設備の工事費でございます。節18の備品購入費600万円は、災害時等での停電時、地中熱システムが稼働するための電力を確保するために非常用発電機を購入するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

12ページ、社会教育債ということで600万円上げられております。これは、総合体育館の非常用発電機ということですが、ここで確認しておきたいのが、この発電機600万円もするものであるならばですね、それなりのメンテナンス費用、例えば車で言うなら車検ですね、そういったものが毎年毎年発生したりとか、そういった維持管理費というものが今後計上されてくるものだと考えられますので、そういったものの積算。そして、またこの発電機の寿命ですね、何年間保ってくれるのだろうか。企業で言うならば減価償却して行って、例えば8年とか10年とか、そういった形を取っていきますので、そういったところもお尋ねしておきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 永田議員のご質疑にお答えします。

非常用発電機のメンテナンスの費用がいくらぐらいかかるかということでございますけれども、これにつきましては先日の全員協議会、あちらのほうにもご説明していたかと思っておりますけれども、約40万円年間かかるということで一応試算をしているところでございます。これにつきましても、一応その単独でのメンテナンスということで、ちょっと高めに見積もっておりますけれども、ここまではかからないだろうというふうには思っているところでございます。

また、何年ぐらいこの耐用年数があるかということなんですけれども、今、役場のほうでも住民課のところ非常に非常用発電機を設置しておりますけれども、あちらのほうも購入してもかなりの年数が経ちますけれども、まだ使っております。そういった面で、非常用発電機につきましては、かなり10年どころではなくて、20年、30年と保つのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度、質疑いたします。

600万円という数字を考えて、きちんとした数字ではないけれども大まかに計算したならばメンテナンス費用は年間40万円ということですね。15年でメンテナンス費用が600万円に達するということですよ。ですから、こういったものを買うときには、そのメンテナンス費用の算出というのが非常に大切なんです。本体を超えてしまうということですね、20年使ったならば200万円、メンテナンス費用のほうが高くなってしまいます。そういった総合的な形でこの600万円というこの発電機、相当年数ある発電機を使っていると言いましたけれども、古くなったならば、もちろん技術革新というものは進むわけですから、今よりも安い価格でとか、同等のエンジンならば、もっとすごい発電量になるとかいうわけですよ。ですから、減価償却という考え方というのは発生するわけですよ。だからこれはうまく使えば20年使えますよ、30年使えますよという問題ではないということ

です、私が言いたいのは。ですから、償却の考え方というのは、そういった10年、15年という形のサイクルを持ってきて、それから再度買い換えたほうが効率的なんだよという考え方なんです。この概念がなかったのかどうかということですね。そこは非常に問題だと思しますので、その点についての検討はなされなかったのか、再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 永田議員の再度の質疑にお答えいたします。

こういった発電機のほうのその何といいますか、ライフサイクルといいますか、それに応じたところでの買い換えなり、何なり、それを総合的に考えなかったのかというようなご質問かとは思いますが、けれども、おっしゃるとおりどれぐらい保って、どの時点で買い換えるとかですね、そこまではちょっと今回は考えてはいなかったところではございますけれども、メンテナンスにつきましては、なるべく安く上がるよう工夫をしていきたいというふうには考えております。今現在、住民課のほうでも発電機を年に1回は起こしながらですね、必ず何かあったときには使えるようにということでやっておりますけれども、基本的にはそんなにメンテナンス費用は掛けてないというような形で今は運用をしておりますので、そういった形でいざとなったときに使えるように維持しながら、そしてメンテナンス費用も抑えながら運用していきたいというふうには考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 3点ほどお伺いをいたします。

まず第1点目は、全協のときに説明を受けて、再生可能エネルギーの活用ということで大変よろしいことではあるかと思いますが、地中熱を利用した空調ということを若干調べてみましたら、かなり技術的な改善、改善点も進んでいるみたいですが、そこら辺のその地中に空気を送り込んで冷やしたり、暖めたりして、また貫流させるということですが、それなりの技術的な問題をクリアできるということを確認を持っておられるのかどうかですね、お尋ねをしたいと思います。技術的な問題をクリアできるかどうか。

それから、工事期間の問題ですけど、鉄管にそういった空調、私がたしか体育館をつくる時に空調の配管はもうそのとき、配管だけは済ませると説明を受けたつもりだったんですけど、新たな配管等をやるのかどうか。そうでありますならば、体育館がその間使えないということになりますので、お尋ねをします。

それから、ただいま説明がございました、質疑がございました発電機の問題ですけど、災害等の停電時に設備を稼働させるためとなっておりますが、これは空調を稼働させるために発電機を購入するのか。あるいは、体育館そのものの基本的な、避難所か何かになった場合に必要な電力を賄うために購入するのか。どうもそこがちょっとはつきりしませんのでお尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 荒木議員のご質疑にお答えします。

3点あるうち、まず1点目、地中熱の技術革新といいますか、技術改善が進んでいるけれども、それに対する確信をもって今回やっているのかというようなご質疑かと思えます。確かに地中熱につきましては、おっしゃるように大分進んでいるみたいでございます。今回の地中熱につきましては、地下100メートル、200メートルということですね、そういったような地中熱を利用するわけではなくて、どちらかという地表面に近いところの、5メートルから10メートルぐらいの地中熱を使いながらやるというようなことございまして、こちらにつきましてもこの前の全員協議会の中でこういったような技術的なものにつきましては、ある程度特許を持っているというようなところでございまして、これにつきましても先進事例でいくつか取り付けておられるような事例もございまして、そういった事例を見ながらですね、勉強してきているわけでございますので、これにつきましては十分効果があるものであるというふうに確信を持って今回取り組ませていただいているところでございます。

それから、工事期間につきましては、新たな配管となるかということでございますけれども、これは地中熱を利用したところでの配管を予定しておりますので、ある程度その新たな配管も考えているところでございます。工事期間につきましては、今のところは2月までに全てを終わってからやるということで一応ご説明しましたけれども、それに向けて間に合わせていくということで今考えているところでございます。

それから、発電機につきましてはですけども、災害時に使うということで、空調に使うのか、あるいは体育館全般的なものに使うのかということでございますけれども、発電機につきましては必要最小限のその発電能力、要するに空調ですね、災害時における空調、今回、地中熱を利用した空調、これを維持といいますか、活動させるために、活用させるための発電機を導入するというところでございますので、基本的には今の、今回導入します地中熱を稼働させるための必要な容量を用いたところでの発電機の導入を考えているということで、体育館の全体的な維持管理につきましては、今回は考えていないというようなことでございます。ただ、体育館のほうの灯りとかそういったことにつきましては、太陽光発電のときに蓄電池ですね、あちらのほうを導入した経緯がございますので、そういったところで必要最小限の電気を取り入れながら、夜とかですね、明かりを採りながらやっていくというようなことで、あとその夏場等の暑いとき、あるいは冬場の寒いの避難者の方の体調を維持していくために、この空調を維持させるための発電機を導入していきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 技術的な問題は十分研究なさったということで、問題ないと確信を持ってやられているということですので、調べた結果ではゼネコンの大林あたりが新たな地中熱を取り出す技術を開発しているとかいう情報もあるようですので、後で効果がなかった、効果が低かったということがないように慎重にやっていただきたい。

それから、工事期間について、新たな配管ということですけど、体育館のそのフロアの下に体育館を使いながら工事をするのかということを確認したかったんですね。この点が1点。

それから、発電機の購入で、ただいまの説明では、災害等の停電に、そこに避難をされている方々のためにこの設備を稼働させるということではありますが、災害等のときに電気が必要ということであれば、真っ先に基本的な体育館の機能ですね、灯りを付けるとかですね、そこがまず第一、クリアできなければ、空調設備をわざわざ稼働させることをしたとしても、基本的なところがきちんとクリアできなければ、何のため買うんだということになってしまうんですね。ですから、災害時のその避難者のために体育館がきちんと機能を果たせるかどうかをチェックしなきゃいかんと。その上で、発電機が足りないから発電機を購入するということがあったらわかりますけど、基本的なところをきちんとクリアできるというチェックをされたのかというのがちょっと心配なんですね。その心配、私の取り越し苦労かどうか、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、工事のときなんですけれども、体育館を利用しながらできるということで確認をしております。

それから、体育館の部分を、災害が起きたときに関係だと思んですけども、ご存知のように太陽光を設置しております。その太陽光から蓄電をしております。蓄電池からの電気は、体育館の出入り口の灯り、それからエントランスのフロア、ロビー、トイレ、会議室・用務室のLEDに配置されております。あと、事務室に非常用のコンセント、それからパソコン1台程度の電力確保が可能ということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） もう一度お尋ねしますけど、発電機はないよりもあったほうが確かにいいんでしょうけど、災害のときの避難を考えてのことであるならば、空調設備よりも災害に遭った避難者がきちんと生活がそこでできるということですよ。今の説明では、多分できるだろうというようなちょっと感じですから、総合的にきちんと太陽光で全部賄えるという確信があるのであればですね、その空調のための発電機というのもわかりますけど、わざわざ災害の停電時ということであらうのであれば、災害時の想定した、全般的な電気系統が間に合うのかどうかと、併せてきちんとチェックをして進めていただきたいと思いますが、その必要はないですか。お答え願いたい。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 荒木議員の再々質疑のほうにお答えします。

体育館の機能ということで、体育館の機能はいくつかあるかと思いますが、今ご説明申しましたように、体育館の灯りといいますか、そういったものにつきましては、太陽光を利用したところでの蓄電池、こちらのほうで当初太陽光を導入するときにもう設置をしておりますので、こちらのほうで賄うことはできるだろうということで考えております。

また、災害時におけるその体調管理ということで、夏の暑いとき、あるいは冬の寒いときに、あの広い体育館の中で避難者の方が生活をされるということは、非常に健康管理上もよくないということで、今回空調設備を導入するというようなことございまして、要はその災害があつて、そしてその

電気が停電してしまったというようなときにですね、電気が来ないときに、この空調を動かさなければ暑い体育館がそのまま暑くなる、あるいは寒いままの体育館で過ごさなければならないというようなことで、避難者の方の生活に非常に重大な影響を与えるということで、今回、発電機を導入してそういう非常時に備えようということで今回考えております。

また、これにつきましては、今回補助をいただくところの環境省からも災害時でも稼働するような準備をなささいというような指示を受けておまして、今回の発電機の導入というのは、国の方の指導を受けながら導入する次第でございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君

○3番（佐藤真二君） 質疑いたします。

まず、今までの話は災害時の話だったんですけれども、日常的な利用についてのお尋ねというのがまず1点でございます。

それから、発電機について、もう少しちょっと突っ込んだところですね、確認したいことがございますので2点お尋ねしたいと思います。

まず、空調の日常利用の件ですけれども、当然この設備を導入した場合には、災害時ばかりでなく日常的に体育館を利用される方についても利用されるものだと思います。その際、この地中熱ヒートポンプ方式というものは、電気を使った、いわゆる通常の冷房設備よりも若干ある程度冷房の利が悪くなるというんですか、そこまでは期待できないという状態になるわけです。そうしたときに、利用者の方が空調を使いたいですと申し込んで、いいですよと、いくらかのその料金の負担があるんだと思うんですけれども、そうした場合に、利用した方が思ったほど空調が効かないじゃないかということでクレームが出るということは当然考えられるわけですね。そうしたクレームに対する対応というものを想定されていますでしょうか。例えば料金を安くして、料金安い分だけこれぐらいしか効かんですよということで納得していただけるのか。あるいは、利用申請の際にエコ空調だから限度がありますということを事前に説明するのか、そうした対応が必要になるのではないかというところで、その考え方についてお尋ねしたいというところがまず1点です。

それから、発電機の話にいきますけれども、先ほどのお話ですと、太陽光による蓄電池での灯りが点くところはエントランスだとか、ロビーだとか、事務室だとかいうことで言われて、アリーナそのものはどうなんだというところがはっきり言葉として出てこなかったと思うんですよ。災害時に避難された方は、アリーナあるいはサブアリーナにおられるわけですから、アリーナには電気真っ暗だけど空調は効いている、ロビーには空調はないけれども電気が点いているというちぐはぐな状態が発生するんじゃないかということが先ほどの答弁の中ではちょっと想像されたものですから、その辺を整理していただければなというところです。

また発電機についてはですね、この空調を動かすだけの容量の発電機ということであれば、もちろん手持ちという意味じゃなくてポータブルで可能なのではないかというところです。20年使われるのかもしれないけれども、よく建築業者さん、建設業者さんがトラックに積んでいっているような

でかいあのサイズですね。あの程度であれば十分動かせるんじゃないのかなと思いますので、災害がないときずっと塩漬けにしておくよりも、日常的な利用ができるような仕組みについて検討があってもいいのかなというふうに思いました。例えば、祭りのときなんかのたくさん発電機持ってきていますけれども、そういった利用で日常のメンテナンスも兼ねながら利用するというやり方、こうした方向についても検討がされているでしょうかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 佐藤議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、日常的な利用のことをございますけど、おっしゃるとおり通常のエアコンと違ってぎんぎん効くようなものではございません。ただし、冬に関しましてはですね、結構床暖房みたいな形になりますので、夏よりも冬のほうがある程度暖かいんじゃないかということで期待をしております。先ほど説明がありましたように、メンテナンスが若干かかってきます。今現在も換気のシステムはございますので、それと同じような形で回すという形でございますので、それも含めたところでメンテナンスの分の費用を抑えたいなと思っております。あと、その費用をどうするのかという問題については今後検討しなければいけませんけれども、せっかく付けて熱中症にならせるわけにはいきませんので、やっぱりある程度大会とか何とかについてはですね、付けざるを得ないかなと。ただ、その日常の利用につきましては、費用を上げるかどうかというのは、ちょっと今後検討しなければいけないということで、上げることは難しいのではないかなというふうに考えておるところでございますけれども、ですからそういった部分で、このシステムを入れることによって利用が増えてくると思っています。利用料が増えてきますので、あとその先ほど永田議員のほうからございましたメンテの分を抑えることであればですね、プラス・マイナスのプラスになればいいなということ考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 2点目の質問の発電機の日常的な利用の仕方というような形で捉えてよろしいでしょうか。発電機につきましては40キロワットだっただと思いますけれども、結構大きな発電機になりまして、簡単には持ち運びは困難というような、その大きなものでございます。ポータブルのその発電機ということで、非常用につきましては災害防災倉庫ですね、あちらに入っているようなホンダがありますけれども、ああいったようなものではもちろんございませんので、日常的にそれを移動しながら使うというのは、日常的にトラックに積んでいるということであればいいとは思いますが、それをまたトラックに乗せて運んで、また行くという、そういったところまで考えますと、なかなか持ち運ぶだけでかなりのまた経費がかかってしまうんじゃないかなというように考えておりますので、基本的にはやっぱり設置して、そこから日常的にそこに置いておくというような形の使い方しかできないのかなと、今現時点ではそういうふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） アリーナとサブアリーナの電気のことなんですけれども、これについては蓄電池での対応は今のところできません。ですので、そのアリーナ、サブアリーナについての電気につきましては、別な発電機を持ってきて照らすという方法しか今のところはないというところでご

ざいます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君

○3番（佐藤真二君） 恐らく先ほどの荒木議員の質問の本旨はそこであったんだろうなと思うんですけども、そうであればこの、今回40キロワットではなくてもう少し大きな発電機でそこまで対応したらどうでしょうかというのが多分先ほどの質疑であったかと思しますので、私も同様な考えが必要なんではないかというところでお尋ねしたところでした。

それから、発電機が動かせないということは、理解いたしました。

それから、先ほどクレームの話をして、そのクレームにどんなふうに対応するんですかというところについての明確な回答はなかったんですけども、そういった話も出てくるでしょうということでご認識いただければと思いますので、質疑としては以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君

○1番（金田英樹君） 質疑いたします。

先ほどの同僚議員の質問を受けてなんですけれども、全員協議会の時点で私がちょっとお願いと質疑をさせていただいたことに関しまして、メンテナンス費用と維持管理にお金がかかるので、そこを使用料等で埋め合わせられるようなやり方をぜひ考えてほしいというお話がありました。先ほどの答弁で、今回空調を使うからといって費用を上げたり、あるいは恐らく空調といって別料金を取るとは難しいというご回答だったと思うんですけども、それはどういった考えに基づいているかということをお話いただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 金田議員の質疑にお答えしたいと思います。

今後、検討はしていかなければいけないと思いますけれども、上げるということになると、先ほど佐藤議員がおっしゃったように冷房の費用を取って、通常の冷房と違いますので、そういったクレームが出たときの心配があるのかなど。既に今現在も空調の部分は回しているわけですね。ですから、その分の費用は取ってないわけです。ですから、空調と同じようなシステムでございますので、エアコンとはちょっと違いますので、その辺も今後検証をしていく中で、ほかのところも先行してやっているところがございますので、その辺の費用の分も含めましてですね、総合的に検討していきたいということで考えております。ただ、なかなか難しいのかなという答弁をさせていただきました。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第46号に対しまして反対の立場から討論をいたします。

今、いろいろな質疑が出ました。私も質疑しましたけれども、それを聞いていて、最終的に考えた

のは、この新しい空調設備を動かすために発電機を設置するということであつたかと思ひますけれども、ところが話の内容といったならば、もしも災害時という話が出る出てきました。災害時という考え方、要するに避難所ですね、ということを中心に考えた場合は、ちょっとやっぱり足りないかなと、こういった発電機では。ですから、考え方がこの発電機の導入というのが、この空調施設を導入するための発電機であつて、災害時のために主に考えたものでは、ちょっとずれているんじゃないかなというふうに考えます。もちろん、本来ならば災害はないほうがいいんですが、今の話の中をずっと聞いてみますれば、やはり災害というものを考えたときには、トータル的に考えるべきではないでしょうか。ですから、この発電機で正解かなと考えたときに、災害を想定した場合はちょっとこれでは合格点がやれないかなというふうにしかな考えられません。もし大規模災害であつたところに避難しなければならぬというふうになればですね、ちょっと考え方が変わるのではないかなと思ひます。そういった点についてですね、この空調設備に対してからの異議はなかつたんですが、それに付随する発電機に対しての答弁がどうもかみ合っていないというふうに感じます。再度これは検討し直して、災害時想定を含めた発電機というふうな形で再度検討し直すべきだろうと思ひます。まだこれはですね、十分時間があるものだと思いますので、検討し直す。もちろん、その災害というものを想定した、プラスそういったエアコンの空調ですよという形ですれば、もっと考え方が変わるのではないかなと思ひますので、今回のこの補正予算は、再度戻して反対という形で私は討論いたしました。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第46号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号 あげぼの団地2号棟改修工事（建築）請負契約の締結について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第6 議案第47号 あげぼの団地2号棟改修工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。

お諮りします。議案第47号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほど提案いたしました46号の議案につきまして議決いただきまして、誠にありがとうございました。

続きまして、議案第47号、あけぼの団地2号棟改修工事（建築）請負契約の締結についてでございますが、この物件は6月12日に条件付き一般競争入札の公告を行い、7月31日に入札を実施いたしました。入札の結果、議案第47号、あけぼの団地2号棟改修工事（建築）請負契約の締結については、長田建設（株）・（有）上田建設建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字神内1356番地、長田建設株式会社代表取締役長田宏二様と1億65万6千円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第47号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、所管部長より詳細を説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 皆さん、こんにちは。議案第47号、あけぼの団地2号棟改修工事（建築）請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

議案集は3ページと4ページ、説明資料集は1ページから5ページをお願いいたします。

今回の工事請負契約案件は、あけぼの団地の改修工事ですが、工事の概要等につきましては、後ほど土木部長が説明をいたしますので、私からは入札関係について説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。

説明資料集の1ページをお願いいたします。建設工事の種類は建築一式で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づきまして、共同企業体の構成員数は2者もしくは3者としております。代表構成員は、町格付建築Aとし、構成員2及び3は、それぞれ町格付建築BまたはCとしております。営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3とも町内に主たる営業所（本社）を有することとしています。

施工実績に関する事項では、代表構成員は平成17年度以降、元請けとして日本国内において完成したRC造りの建築一式工事で、請負金額が3千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。また、配置予定技術者に事項で、その資格要件といたしまして、代表構成員は①先の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で、管理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②建築一式工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者。③当該入札参加者と直接的かつ日常的な雇用関係が連続して3カ月

以上ある者。この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

平成27年6月12日に条件付き一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、7月31日に入札を実施いたしました。

2ページをお願いいたします。入札結果についてご説明をいたします。入札参加者は5者で、入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、長田建設株式会社、有限会社上田建設建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社代表取締役長田宏二様が9千320万円で落札され、契約金額は1億65万6千円となっております。

工期は議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成28年1月29日までとしております。

なお、予定価格等につきましては、左下に記載のとおりでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） あけぼの団地改修工事についてご説明申し上げます。

説明資料につきましては、3ページでございます。あけぼの団地の概要でございますけれども、昭和53年から59年に建築された鉄筋コンクリートの建物でございます。15棟412戸の団地でございます。今回工事を行います2号棟は昭和54年に建設、5階建て30戸の建物でございます。建設後36年を経過し、外壁の劣化が進行し、コンクリート片の落下などが確認されているところでございます。内部におきましては結露が出ておりまして、躯体劣化の要因の一つとなっております。バリアフリーの観点から見ますと、トイレの入り口には段差があり、手すり等の設置もないものでございます。また、設備面では、給排水管から漏水、ガス管からガス漏れなどの管理老朽化が確認されている状況でございます。

内部改修についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。まず内部改修についてでございますけれども、左側が改修前、右側が改修後でございます。浴室のユニットバス化、トイレ床のバリアフリー化、南側サッシの二重ガラス化を行い、居住性の向上を目指すところでございます。また、トイレ及び浴室には手すりの設置を計画しております。床の改修範囲は、青色の着色部分でございます。この床下部分で給排水管及びガス管の更新を行うところでございます。

外部の改修についてご説明申し上げます4ページ、5ページをお開き申し上げます。4ページが北面の改修、5ページが南面の改修ということでございます。外壁の劣化が進んできているため、今回の工事におきまして劣化部分の補修を行います。また、結露が出ている内部からも躯体の劣化が進行している状況でございますので、この内部の結露の原因としまして、建物全体の断熱性能の不足が一つの要因と捉えられるところでございますので、今回工事におきまして屋根面、東西面及び北面に断熱材の施工を行います。また南面につきましては、窓の面積が大きいため、壁の断熱より窓の断熱を行ったほうが効率がよいということで、窓を二重ガラス化し、工法を選択したところでございます。

また、断熱材の施工を行うことにより、室内の温熱環境も改善され、省エネへの貢献も期待できる

ところでございます。さらに、外壁に断熱材を施工する外断熱工法を採用しており、外壁が断熱材によりカバーされるので、これ以上の外壁の劣化が進行しません。

また、ベランダの改修でございますけれども、現在ベランダ表面から雨水が侵入してベランダ床内部の劣化が始まってきておるところでございます。このため、劣化の補修及び樹脂防水の施工を行います。ベランダ側の壁面は防水塗装工事を行うところでございます。

以上が建築関係の改修内容でございますけれども、別途工事で電気設備工事、機械設備工事等を発注する計画でございます。給排水管及びガス管の更新、三点給油の実施、電気幹線の改修等を今後予定しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） お尋ねをいたします。

第1点は、建物全体の断熱効率と、それから内部の改修ということですが、30棟で約1億円の工事費ですね。この内部の改修と、内部の改修はそれぞれの1棟1棟やる。外側については、いわゆる共用部分としての工事になるわけですけど、この内部と外部の、いったい工事費はどのくらい掛けてやるのかというのが気になるところなんです。ですから、約1億円の工事費に対して、この内部の改修費は、30棟分ですね、1戸当たりどれくらいかけてやるのかなということを、何円までは言いませんけど、1戸当たり何百何十万円とかお答えを願いたいと思います。

それから、せっかくこうした大規模改修をやるわけですが、ご存知のようにエレベーターがございません。エレベーターをこれから付けると以前質問はしましたけど、引っ越しが容易ではないんですね。この前、私も3階のところの引っ越しを手伝いましたが、冷蔵庫やら洗濯機やら、3階まで上げるのにも本当に苦労しました。よその団地では、いわゆる高所作業車みたいなものを使って荷物を出し入れしているところも見たことがあるんですよ。そういった引っ越しをもうちょっと楽にできるようなというような住民の方のご意見はなかったのかどうか。あるいはそういうことについて検討なされたかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の質疑にお答え申し上げます。

まずエレベーターのほうから先にちょっと申し上げますけれども、エレベーターにつきましては、うちのほうとしても一応検討したところでございます。これは、以前、荒木議員のご質問にもお答えしたと思いますけれども、施工方法がなかなか困難であるということで、今回はもうエレベーターまでの設置は不可能。それに、また相当費用の負担がします。今回の工事だけでも一番安いところで2千500円で、最高の方は3万円ほど上がる予定でございまして、エレベーターを設置しますとこの費用がまた跳ね上がるということになりましたので、そこも地元の関係者とも協議しまして、エレベーターの設置まではしないということでエレベーターの部分はしたところでございます。

それと、外部と内部につきまして、ちょっと内部資料を持ってきていませんので、今度、後ほどお答えしたいと思います。すみません。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） エレベーターを付けると高い人は相当な負担が増えるということでございます。

それですね、あけぼの団地の階段室があって、踊り場がございます。私が見た団地はですね、この踊り場、この4ページの図面でいきますと、例えば3階の踊り場の手すりがございます。ここがいわゆる格子になっていて格子を取り外すことができるようになっているんですね。ですから、引っ越しのときにその格子を取り外して、いわゆる高所作業車みたいなので重いものをこの踊り場まで運ぶ。各階に付けたらそら大変ですけど、例えば3階部分あたりの踊り場にこうした措置をとっておけば、入居者の引っ越しの負担も相当楽になるのではないかと、検討するべきではなからうか、あるいは検討されたかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の質疑に再度お答えします。

今回、借宿というのを一応あけぼの団地内につくっております。最小限度の引っ越しということで今うちは検討しているところです。地元住民の方にも説明しています。いわゆるそのままの状態、体一つでもってよその部屋で、約10日間から2週間程度内部を扱いますもんですから、その間だけ借宿を、空き部屋をつくっておりますので、そちらのほうに行ってもらおうと。そちらの空き部屋のほうには最低限の生活ができるお風呂ですとか、ガスとか、クーラーとかいう設置をしますので、あとは必要最小限の身の回りのものとか、金銭とか、そういうのを持ってそちらの空き部屋に2週間から3週間行ってもらおうと。通常は、また家にも帰れますもんですから、そういう状況で今回引っ越しをしてもらうという形をやっております。住民の方もそれですと説明をやっていただいておりますので、そういう形でいきたいと、最低限の引っ越しの荷物で移動してもらおうという形を考えているところでございます。ただ、今荒木議員のご提案がありましたところは今検討していませんもんですから、それにつきましては再度私のほうでも担当のほうに話をしてですね、一つの検討材料にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 質疑いたします。

今回1億円という形で上がってきておりますが、何せあけぼの団地は、もうもともとかなりの築年数が経っておりますので、この工事によって耐用年数というのは今後何年を見込んでいるのかということですね。それと、家賃が2千500円から3万円ほど上がる場所があるということだったんですけれども、その内訳というもので、恐らくこの1億円が何年でペイするのか。中の配線とか、いろんなものをまだ電気とかいろんなものをまた触ると言われたんでまた膨らんでいくと思います。要す

るに30棟あるということはですね、1軒当たりが300万円以上かかっている形になるわけですね。ですから、それをどうペイしていくのかというのは、そういったものを最終的に、結果的に住む人の生活が向上しただけじゃなくて、そこの数字を審議するのが我々議会なんですよ。ですから、委員会付託の場合は、私、建設経済で聞きますよね、必ず。ですから、そういったところを明らかにしないと、一体1億円掛けて何がよくなったのという形になってしまうんですね。重要なポイントです。ですから、こういったものの説明には、それは必ず要ります。それじゃなければ、数字が上げられました、審議したことにならないんですよ。最悪の場合、もう人口減社会にかかっておりますので、大津町の人口も下がる可能性さえもあるんですね。そのときは、入る人さえもないならばペイできませんね。ということです。ですから、今後の耐用年数ですね、それと家賃収入によるこの工事費の改修、そういったものが一体何年かかるのかというものをお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 永田議員のご質疑にお答え申し上げたいと思います。

今回1億円の事業ということでやらせたところでございます。これについては、国の補助事業でございまして50%が国でございまして、残りの50%がすべて起債と。住宅につきましては、一応すべて住宅使用料で賄いますもんですから、後ろの財源は起債と。起債償還につきましては、住宅使用料に充当するという形になっております。今回、こちらのほうにつきましては、約20年の長寿命化という形で把握しているところでございまして、起債も20年という形で起債をお借りするという形で、大体起債とあれがイコールになりますので、20年という形でスパンを考えているところでございまして、ですから、大体三十数年経っていますので、一応50年を目標という形でやっていきたいと考えているところでございます。

こちらのほうにつきましては、大体先ほど言いましたように2千円から、高い方は3万円という形で上がってきますので、今回、あけぼの団地のほうで改修しますと、起債償還分についての部分につきましては住宅使用料で十分賄えるという判断をしておりますので、約20年、5千万円ですから倍になって1億円でございますけれども、その辺のところ住宅使用料で全部充当を掛けていきたいと考えているところでございまして、通常の一般事業のほうには全然ご迷惑は掛けないような形で、20年間の部分でいかしてもらいたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 今答弁をいただきましたけれども、つい笑ってしまうような答弁だったかなと。失礼ですけども、50%は国の補助が出ますからって、これは国に税金を払っているのは我々なんですよ、言うならば。ですから、結局負担するのは誰かと考えたときに、50%を国が負担しましたと、人事じゃないんですね、我々が負担しているんですよ、言うならば。全額とは言いませんけれども、ここが租税原則を教育長にきちんと教育してくださいよとお願いするところの大元でもあるんですよ。我々議員はそこをきちんと見抜かなければならない。あくまでもその国を建てるためにきちんとした分配がなされるかどうかというのが国の役割ですけども、今の答弁の中では、半分の

5千万円さえ回収すればいいんだよというこの感覚だろうと私は思います。ということはですね、1億円かかるのに半分しかうちは負担せんでよかもんねという安易な考えにしか聞こえないんですよ。これは、町長、問題と思いませんか。この考え方をやとつたらですね、いくらあっても足りませんよ。だから、笑ってしまいますよって、これ部長の答弁ですからね。ですから、その計算で大盤振る舞いの積算したならば、そら町民、たまったもんじゃありませんもんね、言うならば。町民皆さんがあげぼの団地に住むわけじゃありませんから、この30棟の中に住むわけじゃありませんから。この答弁は、ちょっと問題答弁だろうと思うんですけれども、この点については町長にお聞きしたいと思いますが、今の答弁で正しいのでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 部長の答弁につきまして、ちょっと不足の点でご不満があったようでございますけれども、もちろん町民の皆さんの税金を使わせていただいておりますので、その税金を有効に使うことによって、地域の活性を図っていかなくちゃならないというような思いをしますと、もちろん起債だけを返すということじゃなくて、やっぱり国の補助も我々の税金であるとともに、その税金を使って地域の皆さんの幸せと地域の振興を図るために、そこに住んでいただく人たちの町民税や、あるいはまた人口関連等の交付税関連でくるとか、経済活用に回していただく、その辺の見えないものに若干のプラスαを我々は期待しておるというような状況でございますので、ちょっと説明につきましてはあまりにも簡単に不服な点がおありにあったかと思っておりますけれども、そこにつきましては十分お断りをしながら、住民の皆さんが、そしてそこに住んで楽しい生活ができるように持っていくのが我々の責務でございますので、今後ともしっかりとあげぼの団地の生活が素晴らしいものになるようにしっかり努力をしまいたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） これはもうこの問題だけでなくて基礎的なものですから町長に答弁を願ったわけでありましたが、再度この47号に戻りますれば、実際、私が一番危惧するのは、先ほどある議員が指摘された5階建てということで、5階に住む人がおるのかいという形で考えたときに、やっぱりエレベーターがないのは非常に厳しいと思います。ここに対してそれだけの費用を使うというのは、果たしていかがなものかなというところも考えているところです。ですから、人口動態が今後どうなるかということを考えますれば、逆に5階、4階あたりを避難住宅として空けて、あげぼの団地はもう3階までにしてしまうとか、いろんな考え方もあると思うんですよ。ですから、このざっと1億円というお金を使うというのはいかがなものかなと思いますが、改めて部長が係として積算をされてこういった計画を立てておられるので再度お聞きしますけれども、我々が住宅を改修したり何やかんやするときには、例えば、なら300万円なら300万円掛けたけれども、150万円の国の補助はないですよ。問題は、僕はそこを追及しときたいと思います。じゃないと、今後もそういった積算の根拠が国が半分だからという根拠に持ってこられたならば、これは引き下がれない点でありますので、一般のそういった住宅を利用しない、低所得者のための快適なる居住空間の提供でしたかね、条例に明記されているのは。こういったところをきちんと把握されたときに、果たしてその金額が妥当な金

額なのかというのはおのずと出てくると思うんですよ、それと人口動態ですね。ですから、この税金を納めている方々の立場に立って積算されたのかどうかを、再度お聞きしておきたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 永田議員の質疑にお答え申し上げます。

今言われましたように、前年度から設計等の調査に入りまして、前年度で調査を行いまして、各部署のところにおきまして、また外壁のほうも調査し、うちの設計士が一緒に行きましてですね、劣化の部分、外壁は先ほど言いました劣化が多うございます。それと、室内につきましては、やはりご説明申し上げましたように水回りが相当やっぱり劣化していますし、いわゆる結露等々の居住環境の不良になっている部分につきまして、最低限の部分で今回させてもらっているところでございますので、課題という形の設計までには陥ってないところでございます。必要最低限の水回りの部分、それと外壁の断熱硬化剤、そういった部分をやりましてですね、最低限の建築スケジュールで、建築単価でやらせてもらいたいと、それで今回予算化を計上したところでございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第47号 あげぼの団地2号棟改修工事（建築）請負契約の締結についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。平成27年第3回大津町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年8月20日

大津町議会議員 大塚 龍一郎

大津町議会議員 金田 英樹

大津町議会議員 豊瀬 和久